

令和8年度 PPP／PFIに関する支援対象の決定について

- 内閣府では、公共施設の整備等に関する事業を効率的かつ効果的に進めるとともに、新たなビジネス機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことなどを目的に、PPP (Public Private Partnership)／PFI (Private Finance Initiative) を推進しており、地方公共団体等に対し関連する支援を実施しています。
- この度、3種類の支援制度の募集を本年1月8日から2月27日まで行い、支援対象を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

① 地域プラットフォーム形成・運営支援・・・さがPPP／PFI研究フォーラム

地域におけるPPP／PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）設置後の運営課題の解決に向けた支援を実施します。

- ### ② 優先的検討規程運用支援・・・龍ヶ崎市（茨城県）、鴻巣市（埼玉県）、武蔵村山市（東京都）、島田市（静岡県）、舞鶴市（京都府）、長岡京市（京都府）、今帰仁村（沖縄県）

PPP／PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP／PFIにて進捗させる過程を支援します。

- ### ③ 高度専門家による課題検討支援・・・鈴鹿市（三重県）、奈良県

公共施設等運営事業（コンセッション事業）、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業、ウォーターPPP事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律・会計・税務・金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施します。

【お問合せ先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP／PFI推進室） 山口、一丸、添田、河原崎
TEL : 03-6257-1655